



山形県公報

平成18年6月6日(火)
第1747号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

土地改良区の役員の退任の届出.....(村山総合支庁農村計画課)...859
 土地改良区の役員の就任の届出.....(同)...860
 土地改良区の役員の退任の届出.....(置賜総合支庁農村計画課)...861
 土地改良区の役員の就任の届出.....(同)...同
 土地改良区の定款変更の認可.....(庄内総合支庁農村計画課)...862
 最上川ふるさと総合公園内の有料公園施設の使用時間及び休業日
(村山総合支庁西村山総務建築課)...同
 最上川ふるさと総合公園の利用料金.....(同)...同
 開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)...863

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(庄内総合支庁企画振興課)...864
 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告.....(建設企画課)...同

告 示

山形県告示第600号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、小原土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成18年6月6日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|----------|---------|--------------|
| 理 事 | 矢 萩 誠 | 天童市大字川原子1705 |
| 同 | 矢 萩 義 信 | 同 1437 |
| 同 | 阿 部 誠 | 同 2128 |
| 同 | 仲 野 富 男 | 同 1300 |
| 同 | 矢 萩 利 憲 | 同 1306 |
| 同 | 矢 萩 和 広 | 同 1584 |
| 同 | 矢 萩 清 | 同 1319 |
| 同 | 矢 萩 利 昭 | 同 1320 |

| | | | |
|-----|-----------|---|----------|
| 同 | 矢 萩 吉 美 | 同 | 1452 - 1 |
| 同 | 矢 萩 馨 | 同 | 1400 |
| 同 | 阿 部 国 人 | 同 | 1415 |
| 同 | 阿 部 正 広 | 同 | 1488 |
| 監 事 | 森 谷 仙 一 郎 | 同 | 1640 |
| 同 | 仲 野 照 男 | 同 | 1296 |
| 同 | 森 谷 正 秀 | 同 | 1291 |

山形県告示第601号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、小原土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成18年6月6日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|----------|-----------|--------------|
| 理 事 | 矢 萩 義 信 | 天童市大字川原子1437 |
| 同 | 森 谷 仙 一 郎 | 同 1640 |
| 同 | 阿 部 誠 | 同 2128 |
| 同 | 仲 野 富 男 | 同 1300 |
| 同 | 矢 萩 利 憲 | 同 1306 |
| 同 | 矢 萩 和 広 | 同 1584 |
| 同 | 矢 萩 清 | 同 1319 |
| 同 | 矢 萩 啓 三 | 同 1321 |
| 同 | 矢 萩 勝 雄 | 同 1728 |
| 同 | 矢 萩 馨 | 同 1400 |
| 同 | 阿 部 国 人 | 同 1415 |
| 同 | 阿 部 正 広 | 同 1488 |
| 監 事 | 仲 野 照 男 | 同 1296 |

| | | | |
|---|------|---|----------|
| 同 | 森谷正秀 | 同 | 1291 |
| 同 | 矢萩吉美 | 同 | 1452 - 1 |

山形県告示第602号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、梨郷土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成18年6月6日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名 | 住所 |
|----------|--------|-----------------|
| 理事 | 鈴木清市 | 南陽市梨郷1365 - 1 |
| 同 | 渡部和男 | 東置賜郡川西町大字大塚567 |
| 同 | 松木和夫 | 南陽市梨郷889 |
| 同 | 鈴木隆 | 同 1398 - 1 |
| 同 | 鈴木市右工門 | 同 754 - 5 |
| 監事 | 森谷秀一 | 東置賜郡川西町大字大塚2175 |
| 同 | 鈴木周一郎 | 南陽市梨郷2045 |

山形県告示第603号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、梨郷土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成18年6月6日

山形県知事 齋藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏名 | 住所 |
|----------|--------|-----------------|
| 理事 | 鈴木清市 | 南陽市梨郷1365 - 1 |
| 同 | 鈴木隆 | 同 1398 - 1 |
| 同 | 松木和夫 | 南陽市梨郷889 |
| 同 | 高瀬哲雄 | 東置賜郡川西町大字大塚1394 |
| 同 | 鈴木市右工門 | 南陽市梨郷754 - 5 |
| 監事 | 森谷秀一 | 東置賜郡川西町大字大塚2175 |

| | | |
|---|-------|-----------|
| 同 | 鈴木周一郎 | 南陽市梨郷2045 |
|---|-------|-----------|

山形県告示第604号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成18年6月6日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 土地改良区の名称
日向川土地改良区
- 2 事務所の所在地
酒田市市条字村ノ前68番地の1
- 3 認可年月日
平成18年5月25日

山形県告示第605号

山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)第15条の2第2項の規定により、最上川ふるさと総合公園の有料公園施設の使用時間及び休業日を次のとおり承認した。

平成18年6月6日

山形県知事 齋藤 弘

1 使用時間及び休業日

| 有料公園施設の名称 | 使用時間 | 休業日 |
|-----------|------------------|---|
| スケートパーク | 午前9時から 午後9時まで | 1 月曜日(その日又は火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)であるときは、その日又は火曜日の後においてその日に最も近い休日でない日)。ただし4月29日から5月5日まで、6月の第2日曜日から7月の第2日曜日まで及び7月の第4日曜日から8月の第4日曜日までの期間を除く。 2 11月の最終日曜日の翌日から翌年4月の第1土曜日の前日まで |

2 適用期間

平成18年6月10日から平成21年3月31日まで

山形県告示第606号

山形県都市公園条例(昭和55年3月県条例第17号)第15条の4第2項の規定により、最上川ふるさと総合公園の有料公園施設の利用料金を次のとおり承認した。

平成18年6月6日

山形県知事 齋藤 弘

1 利用料金

| 有料公園施設の名称 | 区 分 | | 利 用 料 金 | | |
|-----------|------------------|----------------------|----------------------|----------|---------|
| スケートパーク | 全部を単独で使用する 場合 | 児童生徒等のみが使用する 場合 | | 1日当たり | 19,000円 |
| | | 上記以外の場合 | | 1日当たり | 38,000円 |
| | 上記以外の場合 | 児童生徒等 が使用する 場合 | 回数券によ る利用の場 合 | 1人11回当たり | 2,500円 |
| | | | 1か月券に よる利用の 場合 | 1人1か月当たり | 3,750円 |
| | | | 3か月券に よる利用の 場合 | 1人3か月当たり | 7,500円 |
| | | | 上記以外の 場合 | 1人1日当たり | 250円 |
| | | 上記以外の 場合 | 回数券によ る利用の場 合 | 1人11回当たり | 5,000円 |
| | | | 1か月券に よる利用の 場合 | 1人1か月当たり | 7,500円 |
| | | | 3か月券に よる利用の 場合 | 1人3か月当たり | 15,000円 |
| | | | 上記以外の 場合 | 1人1日当たり | 500円 |

備考 1 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。

2 回数券の有効期間は発行日から発行年の最終開場日まで、1か月券及び3か月券の有効期間は発行日からそれぞれ1か月間及び3か月間とし、その期間内であっても、発行年の最終開場日の翌日以降は無効とする。

2 適用期間

平成18年6月10日から平成21年3月31日まで

山形県告示第607号

次の開発行為は、完了した。

平成18年6月6日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成18年3月2日 指令村総建第5064号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

村山市榎岡新町一丁目187番1、187番7、187番1地先、163番1地先

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

山形市鉄砲町二丁目13番18号

株式会社 ヤマコー

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成18年6月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 申請のあった年月日
平成18年5月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人 いなほ作業所
 - (2) 代表者の氏名
武田 義廣
 - (3) 主たる事務所の所在地
鶴岡市文園町1番8号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害をもつ児童及び青年・成人期の人たちに対して、個々の能力に応じた支援及び援助を行うことにより、日常生活をできる限り自立して送ることができる生活習慣と、地域社会で普通に生活できる能力を身につけ、地域で当たり前の生活を営むことができるようにすることを目的とする。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年6月6日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成18年度山形県建設事業情報総合管理システム運用管理支援業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県土木部建設企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2673
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成18年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市東山形一丁目6番26号
- 5 随意契約に係る契約金額 32,550,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第2号該当